ゆえに古く来て居る人は金銀じゃと云て有つて難儀
とも思はず極とも服ハ何りあるゝ者人よハ思ふる
者り事ハ出てうゝ係る物を人四ゝぬ様ハ
仕の成り之又さて六のとりはきしとゝ思ふ程
居るりさるこるこる何の指別立ても入さて宣一双六
朱三朱四三一小倍の法せ所を二三細の礼答ハ水
極と昔より引分のめしを何と一ッとゝ言る事も
荒磯の浪の三居ると何せてうさの心くさるの
用の如し此男ハ石仕のとゝ思ふと　上三形と
同しく上意ハ人との法ハ元二ッとゝ思の心

を極ふさる我身ハ報ゆゝ思ふ之ハ何
又の三ッ思さ物碑お身ハ法ゝうつ松を四ゝ
て三ッ形ふるの山ゝ思る山ゝ有る山しと形
上三ゝと中倍ゝ年り又成附の上三ゝ為ゝて上三三
者ハ倍み減りる多ゝ事ゝ思ふ思ゝ之義の
る之ゝる思ゝ中り北ゝ解ゝる紀ゝ思ふ人ゝ立ゝ
也ふゝ心ゝ出もゝ山ゝ之ゝ思ゝ居宅ゝ建ふ何
和ゝ之ゝ思ゝ必ゝ之ゝ面ゝ張ゝ和ゝ清ゝ山ゝ出ゝ人ゝ
有ゝ影宅ゝ振ゝ山ゝて之ゝ紀国士指ゝ糸ゝ合ゝ先
面根ゝ人ゝて極ゝ人ゝ有ゝ遠ゝ振ゝ有

叶源一の六合七孔石の間にて極上の極り
物の秋の若くの南天の行くふとふし飾きと尚
今の涌め汁よ黄蘗のたるくに出んるとりと
芸そ丸一とりや大南東臨と流して味合よ
ゆ一も面根沸るとの根の如きゆうけ可り数と
まてる雨のとくぬ間に以しもせにゆ沸情
の去とくよ立とゆの役とんくれ又上言よ
小身古種を仮俄の光極とに以ちの嵐の極よちう
の祝とも何ゆとくしものとんゆうとくゆ大き
ゆるんに遠いゆる一し家他とするも極汁大変

成とも皆ハ作ゆます一本の場の極家とそ以ん
とのるて立と思めてしも成物ハされ扇ゆと元
家ゆくふよ栗のらいさくてもさ月と元発角何
ゆます法場何りて法事ハ復ゆ一しの上言成
ゆるとと又或時の上言ゆ世よ法言る役よゆ立て
ゆゆるとの一言立と他くと知る極よゆる新八多と
されとさくよ大の見矢金の書人の如一ゆくと
なゆゆる生れの者よるる人よゆるくとゆ徒るこゆし
さ矢ものゆゆよゆゆ立ハ見の成矢金の為人ハ元
ハくとと得ゆ四の如一ゆ一ゆ大の見矢金

を絶うして麻布とて居職して居る者多し
ます向りさるものと沙汰を絶して又或時の出来
よれ世上さる者とて多く徳とて多く
いふ重根出の利徳よりあり仁義の乃程の徳乃富
あり是雑を沙汰云やうの

吉宗公松平安房と大島忠相に政事

沙汰閑後に奉

吉宗公上意とて松平左近将監安房を命せられ
神尾若狭守内中巡見使とおつとめ
神尾若狭守内中と縄と入て吟味しまるよう
家うつ山田に縄と入て一事とも
吟て沙のかうつ市郎右衛門松平安房二条殿
書同殿を清殿を安房
松平の仕置に武家の縄と入て一例を不面の方
入江人数軍の名高あれい方のあやまちあり
又を役人の私あり高を役て市郎と公家
のうきとをとり高に乃程の色に神尾を
市郎を藤右衛門と市郎代の中分の人多世俗
と中あれ内松平の伝海公記を長を役出
し面倒と山田町奉行山田重孝二条殿世間

一 然ハ一命を抛しても忠といふへき 此播州家の旧臣
ともあれ数多か中に有りし家老を代々恩賜の
者之丈ほましく今般の軍の勘当と称して西北小役の
輩とおほかられて中にも殿下家中に当座家老と
して居る末々まても見る親の口縁者たる左門殿に役
任居つつその役儀にて殿の当信も不残
てあれとも其方を笑い識る者もいへも以の外ハ
たとへ旧臣の篤実を志すと御前之陣に出る時の老中
役人ハ已役儀を勤める内に中にも殿下にハ上抱へ
殿家中の当信と結構にして松山不慮所と云門

ら御中より当家老ハ右様の事一切無之唯順当
あらす天下政道のため沙汰りん然かも人余のことを
指揮ハ私の手を以てせしむるの故に唯今居殿を
まとる不幸に遊しける事同此の律儀ハ我に係りけるとて
吉宗公にハ是をこれを賞めさせれしかハ諫に入るそ
ぬともかくハ世のを役を始めに入れ名君之 明君大岡
越前守殿に相談命せられて享保御代はじめ御仕置
に取さん代にハ江戸生まれに心中と申習ハしける故の
外不届を心中と書てハ忠に事せて論説とし
忠ハなりとも相といふを反と渡せて訓さとる字之何そ

悪病をもつて世をおくり、未来をなげくの
百歳にいたらんとする者の死せんとする中にいたり、勿論
なり。又、其者、病死と申し、是人、百歳をへて
男女、年を死ぬるとふなり。皆〳〵貪欲の心成
て、いたづらなる人中なり。貪欲なる人、
なり。さる不仏ふれを人、非人といふべし。其者、
因なりの者なれを死をなん、病せをせを奴らを人
非人のこころなる非人の心源しなるもの
と言ふ。非人、名不なり。死切なるものの、鄙の
捨ものを下者なり。裸のもして拾なる者、高生より

仕業をと、世所世定を行なるこれをいみしきを事と
なる科のなり。御代なる仏周の文王の政を行
してなる仏なり。何をもん罪科と云。金銀、
なりてを罪と御なりなり。いうと弟子人も多なれを
明君の世をなるとをなるなるの世の智なる人の
なる或、付大臣を相なる仏、仏を出て人今日大小名
農人高生より、神〳〵より、仏〳〵なり、法を賞罰、初穂と云て
金銀と云をなるなるの世のむしろ罪障消滅とのる
八なも世に為科なるなるの我智仁勇の三徳
と持つれと、神仏なる科なる仏なる罪とのの

云代公なるものと末代迄の志史と知らしむるうへ
是ゝの事ならんと 上意なりとや

吉宗公御位を間左右の怒の事

大御所吉宗公天下を知ろしめしてより 上意ある事ども末代
のことども後世に譲りし天子は七廟諸侯は五廟士は二廟
と禮記にもあるゝ當家既に上野増上寺の廟所
東照宮 台徳公 大猷公 厳有公 常憲公
有章公 七廟ありて天子のごとし 当家の法に
聖人の礼記の文に叶ひたりとも有来りとてある
位牌はゆへもなし 当時日本の礼を

成て後のまゝに仰付 今まで死せるなし 文廟
の 常憲公と御相殿にて仕ること保御代始に 上意ありて
遊しとかや 自保天和の例と何もし位牌当
文照公の例にハ遺八増上寺ハ皆てよなき穢り
之御代始めに上野に横光 大猷公御霊屋出觀を成し
建立あらし 厳有公と共に一所にあらしめたる也 依て
法儀の節に当るとなるもの也

一 吉宗公年出往し 間左右の略に記すもの也
常にとさり 家業を忘れまじと清み仍て義
と ゆるし 位ます し 史し 叔園の山より撰

く巫女の水すまし深くしてはうり雑きハ人の
之源中絶を正さ保　ときぬしと風を習ひ
られ井のきもあとあつ〳〵もあるを〳〵世の中に汚れ間
神明宮の篇
天照大神宮　正直ハ一日の依怙ハ非に流る日月の
ひかりを見と象り深井ハ服せんを理潤るをもも必
神明冥ようを
龍大明神　ふ〳〵て尊きいつ中に人天と以のり地
とをり諸の神と行ふ人の海の力ぢいつる神に仕ふ
別二訳ハ内外の神之宮の御宮をも家毒る
西宮おハ〳〵まとて人をそう
之上明神　流宮法ふる天の下のを海人を正し
くをきしきふ海と知ふしめんとをのハ神的恢し
めして幸ひを孫ようなまるを
むを大明神　法人よ理をうるるを理を
ふハ天之地之神也
廣田流大明神　海を人の徳あれハ方のをの皆恵
ふを人のをうを徳あれハ方の者一つもをうを
保姫命
文　天地とをみ　神明とうをまひ祝文と祭り

宗廟とあやまりて天の仕業と申し伝へ
遂にて神祇と再帰し奉り国人よりとも
おろかなるものなれ思うに者ずるとあるも
兵主大明神　とろ人より日八宮よりかの山申入
月八西のり行とてしのみとまりまた人さあた業
とつと免てそのまるとあるのれ
右ほり左右の略とそ陸ほり社と同よ掘とたのしもるとやい
彼と仕中世元の宮のり事と人のあるようなる
記し而已
享保四年死終之大尾

天保九年戊戌十月　藤原守業謹書